

議案第5号

ダム・発電関係市町村振興対策の 充実・強化に関する要望 【骨子案】

ダム・水力発電施設は、これまで水資源の確保や電力の供給を通じ、産業振興や国民の生活水準の向上に大きな役割を果たしてきた。

また、急峻な山岳が多く、多雨の気象条件にある我が国にあって、ダムの治水機能は、多くの国民の生命や財産を守ってきた。

しかし、ダム・水力発電施設は、中山間地域など過疎化や少子高齢化等、厳しい状況にある地域に所在しており、水源地域の再生が大きな課題となっている。

一方、近年脱炭素社会の実現が世界的な課題となり、エネルギー基本計画における再生可能エネルギーの主力電源化や、地域脱炭素ロードマップの決定など、地域に賦存するエネルギーへの関心が急速に高まりつつある。

こうした中、全国に点在する純国産エネルギーである水力発電を再評価し、水力発電の容量を拡大することは、地球環境のみならず、エネルギー自給率の向上や自立・分散型経済の構築など、国民経済及び水源地域の再生を図る上で極めて重要である。

よって、政府、国会においては、次の事項を実現するよう、強く求める。

1. 電源立地地域対策について

[総務省、経済産業省、国土交通省]

(1) 電源立地地域対策交付金(水力発電施設周辺地域交付金相当部分)の恒久化措置等について

①発電施設所在市町村の活性化のため、水力交付金を法律に基づく恒久的な措置とすること。

また、最低保証額を平成 22 年度水準以上に引き上げること。

②揚水発電の果たす役割を適切に評価し、活用・整備を促進するとともに、一般水力発電の 2 分の 1 となっている揚水発電の交付金単価を一般水力発電と同等とすること。

(2) 発電施設所在地域の振興のため、電力移出県等交付金相当部分に係る市町村枠の拡大を図るとともに、一定の電力を移出する市町村に対する電力移入市町村交付金を創設すること。

(3) 中小水力発電に対する支援の充実

①電源立地地域対策交付金に係る各種交付金の対象を、出力が 1,000kW 未満の発電施設が所在する市町村にも拡大するとともに、中小水力発電の導入促進のための技術指導、情報提供等、関連施策の充実・強化を図ること。

②中小水力・地熱発電開発費等補助金については、その補助率を大幅に引き上げること。★現在補助事業なし

(4) 発電水利権の許可・更新について

水利権の許可・更新に当たっては、地元市町村の意見を十分に尊重し、環境に配慮した十分な河川維持流量を確保すること。また、水質保全、生態系の維持等に支障がある場合は、更新時に行うこととされている河川維持流量の確保について、地元市町村長の申し出により、期間更新前に行うことができるようにすること。

★水利権許可手続きの実態を調査の上必要に応じ修正

2. 水源地域対策について

[内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省]

(1) 「ダム再生ビジョン」を踏まえ、既設ダムの設備更新・改修、発電設備の設置等による水力発電の出力・電力量増加並びに地域振興を推進するとともに、十分な予算措置を講じること。

(2) 新たな水循環基本計画を踏まえ、水源林の整備・保全、防災・減災対策の推進、産学官民連携による地域振興活動の担い手の育成、水源地域の資源を活用した特産品の開発・プロモーションの推進等、水源地域における持続可能な開発策を講じること。

【修正案】

市町村が策定する「流域水循環基本計画」に対する技術的な支援を拡充するとともに、財政的な支援を講じる等、実効ある水循環の維持・回復に向けた取組を推進すること。

★水源林対策は(6)へ

(3) ダムが地元住民や観光客の憩い場となるよう、総合水系環境整備事業等を推進するとともに、実施に当たっては地元市町村の意見を尊重すること。また、ダム湖利用の規制の緩和、景観への配慮など、観光振興等に利活用できる環境を整備すること。

★実態を調査の上必要に応じ修正

【修正案】

ダム・発電施設の社会的役割の理解促進を図るため、積極的な広報に努めるとともに、観光や憩い、学習の場等のレクリエーション機能の発揮に向けた対策を講じること。

(4) 水源地域の環境を保全し、上下流にわたる河川環境の改善を図るため、以下の事項を推進すること。

① 合併浄化槽、集落排水、下水道の整備等により、ダム湖水質の改善を推進するとともに、助成措置を拡充すること。

② ゴミや廃棄物等の不法投棄及び河川等への流入防止対策を徹底すること。

③魚道の設置など生物生息環境及び河床環境の改善対策を推進すること。

④環境や親水等に配慮した河川周辺の整備を促進すること。

★(3)に吸収させ削除

⑤既設ダムがもたらす下流域河川の水質変化、更には河川の樹林化の拡大や生物の生息・生育状況の変化等への環境改善対策を強力に推進すること。また、河川管理者、地元自治体、発電事業者、内水面関係者等が連携し、環境改善対策を推進する体制整備を促進すること。

【修正案(文言整理)】

⑤既設ダムによる水質や流量等流況の変化が生態系に影響を与えないよう万全を期した対策を推進すること。

また、河川管理者、自治体、事業者、内水面関係者等が連携した環境改善対策を推進する体制整備を促進すること。

(5) 水源地域における道路整備を推進するとともに、ダム湖周辺に整備した公園等緑地の保全に係る助成措置を拡充すること。

★実態を調査の上必要に応じ修正

(6) 水源林保全のため、水源林造成事業を推進するとともに、放置山林対策を強化すること。

(7) 森林管理システムが円滑に運用されるよう、地域の実情に合わせた体制整備に向けた国及び都道府県による支援の強化を図ること。

★「5.水源地域に対する税財政措置の拡充・改善について(1)から移動、修正

(8) 外国資本による水源地域の買収に対する規制を強化すること。

【修正案(文言整理)】

外国資本による水源地域の買収に対する実効ある規制対策を講じること。

(8) 水源地域対策特別措置法について

- ①法適用要件に農地以外の水没面積を含めるなど、指定基準の緩和及び整備事業の拡充を図ること。
 - ②法第 12 条で規定する整備事業の負担の調整等については、下流の受益者負担を義務化すること。
 - ③水源地域の指定を市町村単位に変更すること。
 - ④法制定(昭和 48 年 10 月)以前に完成した非適用ダムに対し、同様の支援措置を講じること。
- (9) 水源地域対策基金に対する助成措置を講じること。
- (10) 「水源地域ビジョン」の対象ダムの範囲を拡げること。

★内容の実現可能性、妥当性等について会員の意見を踏まえ検討。

3. 水源地域の防災対策等について

[内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省]

- (1) 近年、集中豪雨による流木災害等の山地災害の頻発・激甚化やダム湖岸の崩落の危険性が高まっていることを踏まえ、砂防設備や治山施設等の設置、森林の整備等、山地防災力の強化に向けた取組や、流域全体で行う流域治水の取組を推進すること。
- (2) ダム貯水池における堆砂は、その治水・利水機能を低下させるだけでなく、洪水や長期濁水の原因となり、流域住民に甚大な被害を与えることから、ダム管理者が浚渫などの適切な堆砂対策をとれるよう、国として支援施策を講じること。

【修正案(文言整理)】

ダム貯水池における堆砂は、治水・利水機能の低下のみならず、洪水や長期濁水の原因となり、住民の暮らしや漁業等の経済活動、生態系等に重大な被害や影響を与えることから、ダム管理者等による確実な堆砂対策が講じられるよう、国として管理者に対する対策の強化を求めるとや支援策の拡充を図ること。

4. 小水力発電の導入促進について

- (1) 開発ポテンシャルの高い小水力発電の導入について、調査、発電設備、系統連系設備等を対象とした助成制度の大幅な拡充を図ること。
- (2) 小水力発電機の汎用化など、機器類の導入コストの削減に向けた検討体制を構築すること。
- (3) 小水力発電の導入に係る水利権許可手続きの簡素化や迅速化、森林法や自然公園法等の規制緩和を実施する等、開発リードタイムの短縮化を図ること。
- (4) 小水力発電の導入に対する理解促進を図るための地域活動に対する支援を図ること。

★その他、電気事業主任技術者の選任要件の緩和等の小水力発電導入の課題を整理しさらに検討

5. 水力開発体制の再構築について

- (1) 既設ダムの有効活用等、水力発電の拡充と水源地域の再生を図るため、政府、発電事業者、自治体等関係者が一体となった横断的かつ総合的な議論の場を設置すること。
- (2) 水力発電の果たす役割や水力開発に対する国民や住民の理解を促進するための広報対策を強化すること。
- (3) 水力発電に関する技術の継承を図るための専門家の育成を拡充するとともに、自治体の水力開発等に対する助言体制を強化すること。

★専門家等の意見や実態を調査の上内容を検討

6. 水源地域に対する税財政措置の拡充・改善について

[内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省]

- (1) 新たな森林管理システムの円滑な運用により森林整備が推進されるよう、地域の実情に合わせた体制整備に資する国及び都道府県による支援の強化を図ること。

★2. 水源地域対策(7)に移動

- (2) ダムや水力発電施設所在市町村による河川管理の役割を踏まえ、流水占用料等の在り方の抜本的な見直しを図ること。

★「河川管理の役割」の実態を調査の上必要に応じ修正

- (3) ダム・発電関係施設に係る固定資産税の課税標準については、財務省令で定める耐用年数を、利用実態に合わせて見直すとともに、物価変動を加味するなど、評価の適正化を図ること

★耐用年数の延長が税収にどれほど貢献するのか、また、評価方法に物価変動を求めることは、定率法の変更という制度の根幹にかかわる問題であり、協議会要望として妥当かどうか再考する方向で検討。

- (4) 災害や老朽化等に伴う売電を目的とする水力発電施設の更新・改修等について、過疎債の適用対象とすること。

【修正案】

過疎債における水力発電施設の新設や更新・改修等について、売電出力割合の見直し等、適用条件を緩和すること。

- (5) 国有資産等所在市町村交付金については、対象ダムの範囲を拡大するとともに、交付金算定標準額の特例措置を廃止すること。また、独立行政法人水資源機構が所有するダムに係る固定資産税については、課税対象の範囲を拡大すること。

★対象ダムが国有財産に限定されることから、対象の拡大を求めることが妥当かどうか、また、水資源機構ダムの課税対象拡大がもたらす効果についてさらに検討。